

各位

株式会社CAICA DIGITAL  
 代表取締役社長 鈴木 伸  
 (コード番号: 2315 東証スタンダード)  
 問合せ先:  
 代表取締役副社長 山口 健治  
 TEL 03-5657-3000 (代表)

(変更及び訂正)「株式交付による株式会社善光総合研究所の子会社化に関するお知らせ」  
 の一部変更及び訂正に関するお知らせ

2025年12月23日に開示いたしました「株式交付による株式会社善光総合研究所の子会社化に関するお知らせ」について変更及び訂正すべき事項がございましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更及び訂正理由

2025年12月23日に開示いたしました「株式交付による株式会社善光総合研究所の子会社化に関するお知らせ」について、2025年12月26日付の取締役会決議により、2026年12月23日開催の取締役会において決議された株式交付計画の内容の一部を変更したことに伴い、これに関連する事項を変更するとともに、内容に一部誤りがありましたので、これを訂正するものです。

2. 変更及び訂正の内容

変更及び訂正箇所には下線を付しております。

(変更前)

2. 本株式交付の要旨

(3) 本株式交付に係る割当の内容

当社は、善光総研の普通株式1株に対して、当社の普通株式12,048株を割当て交付いたします。なお、当社が本株式交付により善光総研の株式に係る割当として交付する当社の普通株式は、全て当社が新規に発行する株式です。なお、当社が譲り受ける善光総研の普通株式の数の下限は、1,343株とします。当社が当該下限の株式数を譲り受けた場合に割当て交付する当社の普通株式は16,180,464株、また、当社が善光総研の普通株式全数を譲り受けた場合に割当て交付する当社の普通株式は32,348,880株となり、2025年10月31日時点における当社の発行済株式総数151,406,794株に対する割合はそれぞれ10.7%及び21.4%となります。

注1:当社が本株式交付に際して善光総研の株式に係る割当として交付する当社の普通株式は、全て当社が新規に発行する株式であり、本日時点においては16,180,464株を予定していますが、善光総研の株主が譲り渡す株式数に応じて、実際に当社が発行する株式数は変動することがあります。

注2:本株式交付により、当社は善光総研の発行済株式数2,685株(議決権数2,685個)及び新株予約権200株のうち、普通株式1,343株(議決権数1,343個)を譲り受け、善光総研を子会社とすることを予定しておりますが、当社が実際に譲り受ける株式数は変動することがあります。

	当社 (株式交付親会社)	善光総研 (株式交付子会社)
本株式交付に係る株式交付比率	1	12,048
本株式交付により交付する株式数	当社普通株式: <u>16,180,464</u> 株(予定)	

(後略)

(変更後)

## 2. 本株式交付の要旨

### (3) 本株式交付に係る割当の内容

当社は、善光総研の普通株式 1 株に対して、当社の普通株式 12,048 株を割当て交付いたします。なお、当社が本株式交付により善光総研の株式に係る割当として交付する当社の普通株式は、全て当社が新規に発行する株式です。なお、当社が譲り受ける善光総研の普通株式の数の下限は、1,443 株とします。当社が当該下限の株式数を譲り受けた場合に割当て交付する当社の普通株式は 17,385,264 株、また、当社が善光総研の普通株式全数を譲り受けた場合に割当て交付する当社の普通株式は 32,348,880 株となり、2025 年 10 月 31 日時点における当社の発行済株式総数 151,406,794 株に対する割合はそれぞれ 11.5% 及び 21.4% となります。

注 1：当社が本株式交付に際して善光総研の株式に係る割当として交付する当社の普通株式は、全て当社が新規に発行する株式であり、本日時点においては 17,385,264 株を予定していますが、善光総研の株主が譲り渡す株式数に応じて、実際に当社が発行する株式数は変動することがあります。

注 2：本株式交付により、当社は善光総研の発行済株式数 2,685 株（議決権数 2,685 個）及び新株予約権 200 株のうち、普通株式 1,443 株（議決権数 1,443 個）を譲り受け、善光総研を子会社とすることを予定しておりますが、当社が実際に譲り受ける株式数は変動することがあります。

	当社 (株式交付親会社)	善光総研 (株式交付子会社)
本株式交付に係る株式交付比率	1	12,048
本株式交付により交付する株式数	当社普通株式： <u>17,385,264</u> 株（予定）	

(後略)

(訂正前)

## 3. 本株式交付に係る割当の内容の根拠等

### (2) 算定に関する事項

(前略)

当社は SPaRK による善光総研の株式価値の算定結果を参考に、善光総研の財務状況、資産の状況、財務予測等の将来見通しを踏まえて、慎重に検討を重ねた結果、最終的に本株式交付における株式交付比率を下記のとおりとすることが妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至り決定しました。なお、この株式交付比率は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合、変更されることがあります。

(後略)

(訂正後)

## 3. 本株式交付に係る割当の内容の根拠等

### (2) 算定に関する事項

(前略)

当社は SPaRK による善光総研の株式価値の算定結果を参考に、善光総研の財務状況、資産の状況、財務予測等の将来見通しを踏まえて、慎重に検討を重ねた結果、最終的に本株式交付における株式交付比率を上記 2. (3) 「本株式交付に係る割当の内容」に記載のとおりとすることが妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至り決定しました。なお、この株式交付比率は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合、変更されることがあります。

(後略)

以上